

(ご参考) 2032年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- (1) 本 社 債 の 総 額 250 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を合計した額
- (2) 発 行 決 議 日 2025 年 2 月 26 日
- (3) 本新株予約権の割当日 2025 年 3 月 14 日 (ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
及び本社債の払込期日
- (4) 本新株予約権を行使 2025 年 3 月 28 日 (同日を含む。) から 2032 年 3 月 1 日まで (行使請求
することができる期間 受付場所現地時間) とする。但し、①本社債の繰上償還がなされる場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで (但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。
上記いずれの場合も、2032 年 3 月 1 日 (行使請求受付場所現地時間) より後に本新株予約権を行使することはできない。
上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。
また、本新株予約権の行使の効力が発生する日 (又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日) が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日 (以下「株主確定日」と総称する。) の東京における 2 営業日前の日 (又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における 3 営業日前の日) から当該株主確定日 (又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日) までの期間に当たる場合には、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。
- (5) 償 還 期 限 2032 年 3 月 15 日
- (6) 潜 在 株 式 に よ る 希 薄 化 情 報 今回のファイナンスを実施することにより、直近 (2024 年 12 月 31 日現在) の発行済株式総数 (自己株式を除く。) に対する潜在株式数の比率は 3.87%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権が全て当初転換価額で行使された場合に、新たに発行又は処分される株式数を直近 (2024 年 12 月 31 日現在) の発行済株式総数 (自己株式を除く。) で除した数値であります。

※ 詳細は、2025年2月26日付当社プレスリリース「2032年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。